

ヒアリング対象世界遺産の概要について

令和 2 年 1 2 月
文化庁文化資源活用課

石見銀山遺跡とその文化的景観（2007 年記載）

○顕著な普遍的な価値の言明

【概要】

石見銀山は近代以前のアジアにおける銀山発展の草分けであった。中国から韓国を経て伝わったアジアの灰吹法の改良と、16 世紀、手工業による日本の独特な労働集約型小規模生産システムを通して、高品質な銀の大量生産の達成により、西洋と東洋の価値の交流に貢献した。鉱山遺跡と集落、山城、街道、湊により構成される優れた総体は、銀採掘活動に伴う独特な土地利用を特徴的に示している。銀鉱石（資源）の枯渇により、その生産は終わりを迎えたが、特徴的な豊かな自然と銀鉱山に伴って発展した文化的景観は残存することとなった。

【評価基準】

評価基準(ii)

16 世紀～17 世紀初頭にかけての大航海時代、石見銀山における銀の大生産は、日本と東アジアやヨーロッパの貿易国の間に重要な商業と文化の交流をもたらした。

評価基準(iii)

日本の金属採掘・生産における技術発展は、採掘から精錬にいたる一連の段階を含んだ効果的な労働集約型小規模生産システムの発展をもたらした。江戸時代における鎖国制度は、産業革命を経て発展したヨーロッパの技術の導入を遅らせたが、このことは銀資源の枯渇による 19 世紀後半のこの地域の伝統的技術を用いる生産活動の停止ともあわせて、その生産活動の痕跡を良好に残すこととなった。

評価基準(v)

石見銀山遺跡にほぼ当時のまま残っている鉱山・製精錬の場所・街道・港の施設など銀生産を示す多くの痕跡は、再び森林に広く覆われている。銀生産に携わった人々の集落を含む残存景観は、結果として顕著で普遍的価値を持つ歴史的土地利用を劇的に証明している。鉱山活動に伴う土地利用を示す資産の構成要素は当時のまま残っており、個々の資産の有機的な結びつきは当時の土地利用形態の総体を示している。それらは豊かな山林とともに、現在、地域における生活や活動の一部となっており、文化的景観としての完全性は維持されている。銀生産から船積みに至るまでのすべての過程を示す資産の構成要素は、良好に保存されており、真正性は高い状態である。鉱山町では、意匠・物質・技術・機能・土地・環境の面で真正性を残しながら大切に維持・修復された、17 世紀から 20 世紀に至る伝統的木造建造物群が残っている。

この資産とバッファゾーンは国内法と市の条例のもと適切に保存されている。この資産の総合的な管理（方法）は、戦略的保護管理計画のもと履行されている。モニタリングは毎年実施される。

法隆寺地域の仏教建造物（1993年記載）

○顕著な普遍的な価値の言明

【摘要】

「法隆寺地域の仏教建造物」は奈良県に所在する。この世界遺産は法隆寺と法起寺の2つの寺院における48棟の木造建造物から成る。法隆寺の面積は14.6 ha、法起寺は0.7 haである。2つの寺院は面積570.7 haの緩衝地帯に囲まれている。

「法隆寺地域の仏教建造物」は、日本に仏教が伝来した直後に創建された日本最古の仏教建造物であり、その後の寺院建築に多大なる影響を与えた。

資産内にある11棟は、7世紀後半から8世紀にかけて建立されたもので、現存する世界最古級の木造建築に類する。創建された法隆寺はいったん670年に焼失したが、その遺構は現在の法隆寺境内の地下に若草伽藍跡から現西院の南東に至って残る。再建は焼失のほぼ直後から始まり、8世紀初頭まで続いた。

建造物は中国の柱間構造を基にしており、これは入り組んだ肘木によって急勾配の屋根の重みを巨大な木造の支柱に分散させる軸組工法を改良したものである。エンタシスをもつ柱や雲形肘木を巧みに利用しているという点で注目に値する。

これらの木造建築の傑作は、中国の仏教建築及び伽藍配置が日本文化に取り入れられたことを示していることから、芸術史上において重要であるのみならず、建築時期が朝鮮半島を経由して仏教が中国から日本に伝来した時期と合うことから、宗教史上においても重要である。法隆寺は創建時から天皇家の保護を受け、さらに、12世紀頃より盛んになった聖徳太子を尊崇する信仰により、多くの信者を引きつけた。その結果、法隆寺は常に完璧な形で維持保存されてきた。

【評価基準】

評価基準(i)

「法隆寺地域の仏教建造物」は、全体的な意匠と細部装飾の双方の点において、木造建築の傑作である。

評価基準(ii)

これらは、日本に仏教が伝来した直後にまでさかのぼる当国最初期の仏教建造物であり、後代の宗教建築に重大な影響を与えた。

評価基準(iv)

法隆寺の建造物は、中国の仏教建築及び伽藍配置が日本文化に取り入れられ、後代に日本特有の様式を発展させたことを示している。

評価基準(vi)

日本に仏教が伝来し、聖徳太子がこれを広めたことは、この文化圏に広く仏教が流布する上での重要な段階であったことを示している。

【完全性】

資産の境界は、寺院境内の歴史的なまとまりを尊重し、中国の仏教建築及び伽藍配置の影響ならびに日本のその後の仏教建築への影響を示す上で不可欠な建造物を全て含んでいる。

48棟の構成要素からなる資産範囲の保存状況は極めて良好であり、したがって、資産は全体性・無傷性の両方の観点から、完全性の条件を保持している。

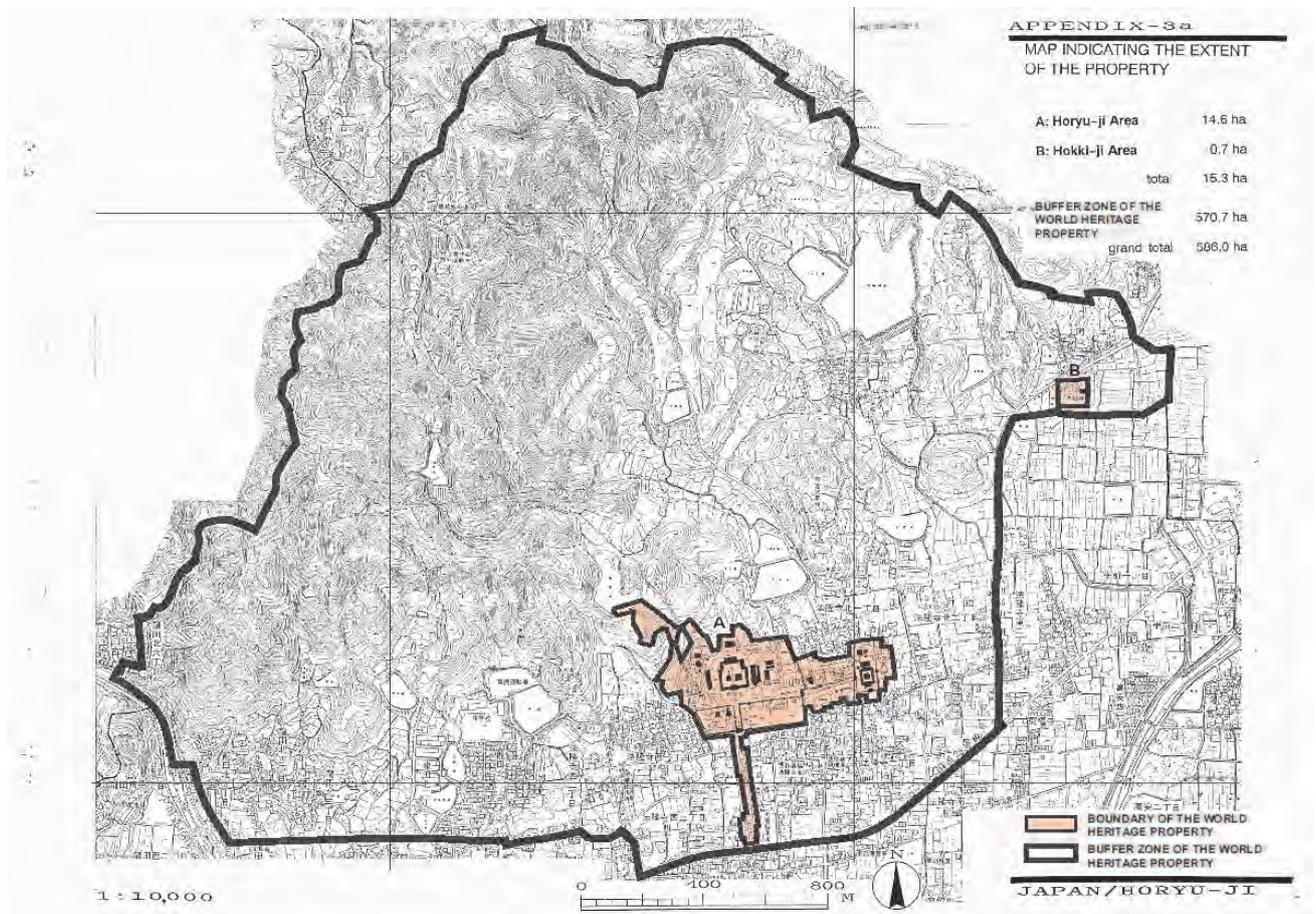
【真実性】

1895年以降の保存作業は、その時代の保存実務における最高水準を保って行われてきた。特に、1934年以降、木造の建造物を保存するための新たな技術が開発され、解体と復原を伴う根本修理において木造建造物の保存に関する健全な先例が確立した。

日本における保存実務は、意匠、材料、技術及び環境の真実性に関して確立された原則に適合している。建造物に対する変更はきわめて部分的であり、歴史的な形式と特色を保持し、創建当初の特徴が保護されている。毀損した部材はやむを得ない場合に限り、伝統技法に則って、慎重に取り替えられている。新しい材料の使用は厳格に規制され、すべての事業計画は専門委員会の意見及び承認に基づくこととされている。復原や部材の取替においては、伝統的な木造建造物から標準化できる構造の規格を考慮し、憶測は最小限にとどめられる。また、修理では、伝統的な工具及び技法を用いることに特別な注意が払われている。48棟の建造物のほとんどが創建当初の位置を動いておらず、歴史的な環境を保持している。

一般的に、資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、高い水準を保持している。

○地図



古都奈良の文化財（1998年記載）

○顕著な普遍的な価値の言明

【摘要】

古都奈良の文化財は、日本の建築及び芸術の進化を示す希有な物証である。奈良が710年から784年まで日本の都として機能していた時代に、日本の文化的・政治的發展をもたらした極めて重要な時期を鮮明に示している。この時代に日本の国家体制が確立され、その後の日本文化の源泉として奈良は台頭し、栄華を極めた。「古都奈良の文化財」は、現在の奈良市に位置し、78棟の建造物を含む8つの構成要素から成り、面積は616.9haである。登録資産の周辺には、緩衝地帯（1,962.5ha）と歴史的環境調整区域（539.0ha）を設定している。

平城京が置かれた場所は中国の風水思想に従って厳密に選定された。唐の都であった長安を基に壮大な都市計画が策定され、碁盤の目状の区画に宮殿、寺院、神社、公共の建造物、住居、道路が作られた。平城京の中央北端に位置する平城宮跡は、面積120haを占める。国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあった。

構成資産は5つの仏教寺院（東大寺・興福寺・薬師寺・元興寺・唐招提寺）、神社（春日大社）、関連する文化的景観（春日大社・春日山原始林、考古学的遺跡（平城宮跡から成る。これらの一群の構成資産は、日本の歴史に政治的・文化的変化をもたらした8世紀の日本の都における宗教や生活の在り方を鮮明に、包括的に示している。

【評価基準】

評価基準(ii)

古都奈良の文化財は、中国や朝鮮半島との文化的交流の結果としてもたらされた日本の建築及び芸術の進化を示す希有な物証であり、その後の当該分野における発展にも大きな影響を与えた。

評価基準(iii)

古都奈良の文化遺産群のうち、独特の建築遺産は、奈良に都が置かれていた期間における日本文化の栄華を示している。

評価基準(iv)

平城宮の地割・建物配置及び奈良に遺存する建造物群の意匠は、アジア古代の宮都における建築及び計画性の顕著な事例である。

評価基準(vi)

奈良に所在する仏教寺院及び神社は、仏教や神道といった信仰が、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けていることを示している。

【完全性】

「古都奈良の文化財」は、古都奈良を代表する典型的な寺社の建造物群、日本古来の信仰の在り方を表す神社境内と自然とが一体となった文化的景観、考古学的遺跡から成る。それらは8世紀の日本の政治体制及び文化的伝統を表す上で不可欠の構成資産群であり、それらによって資産全体の完全性は十分に示されている。また、個々の構成資産の周辺には適切な範囲の緩衝地帯が設定されており、それらの保存状態に関する完全性の条件にも

揺らぎはない。

2003年、世界遺産委員会が大和北道路の建設による地下水位の変化が平城京の埋蔵文化財に与える負の影響について懸念を表明して以来、政府による介入やモニタリングが続けられている。現在、締約国では平城宮に計画中の新しい見学施設の視覚的影響について検討を行っている。

【真実性】

古都奈良の建造物群における修理事業は19世紀末、1897年に「古社寺保存法」が制定されて以降、始まった。春日大社においては、式年造替の伝統が守られている。

形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、建造物の真実性は高い水準に保たれている。日本における文化財保護の原則によると、損傷を受け又は価値を減じた建築的要素の修復は、当初の建築者が用いたものと同様の素材・技術で行うこととされている。長い間水田の下で保存されてきた平城宮跡の考古学的遺跡についても、形態、材料・材質、位置・環境の観点から、高い水準の真実性が保持されている。発掘された遺跡についても保護のため埋め戻しが行われている。

平城宮跡において行われたいくつかの門・院室・庭園の復元も、日本において継承されてきた伝統的な建築物や発掘調査によって明らかとなった相当量の情報資料に基づいている。そのため、復元建物は形態・意匠の観点からの真実性を保持している。締約国では現在、復元建造物に関するすべての明確な論拠と正当性の必要性を重視しながら、どのように保存作業を確実な形で継続できるか、検討を行っている。

また、春日山原始林では841年から狩猟や木々の伐採が固く禁じられており、現在も聖なる森として保護されている。したがって、その位置・環境、精神性の観点における真実性に揺らぎはない。

【保護・管理に係る要件に係る要件】

構成資産はいずれも文化財保護法の下に国宝・特別天然記念物・特別史跡等に指定されており、厳密な保存が図られている。

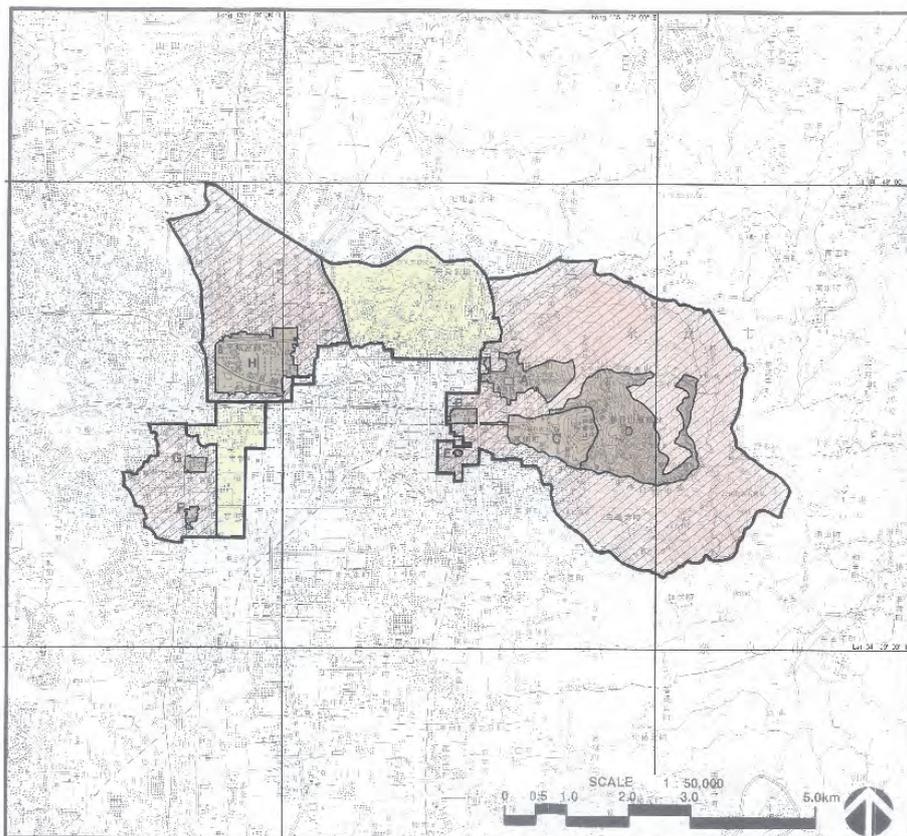
各寺社の建造物群及びその境内については、所有者である各寺社が保存及び管理に当たっており、保存状況は良好である。春日山原始林については奈良県が、平城宮跡については国・奈良県が連携して保存及び管理に当たっている。特に平城宮跡とその緩衝地帯の一部を含む周辺の区域は2008年に国営公園となり、考古学的遺跡の適切な保存及び活用を目的とする整備事業が今後も継続的に実施される計画である。

また、各構成資産の周辺には、文化財保護法・古都保存法その他条例等によって明確かつ適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。

「古都奈良の文化財」の全体を対象とする包括的保存管理計画は策定されていないが、いずれの構成資産に対しても修理・整備を含む保存・管理調査事業が計画的に実施されている。長期的な保存・保護を確実なものにするためには、保存管理計画の拡充が必要である。

APPENDIX 2

MAP INDICATING THE NOMINATED PROPERTY AND THE SURROUNDING NATURAL AND BUILT ENVIRONMENT



	Boundary of the World Heritage Property	616.9 ha
	Buffer Zone of the World Heritage	1,962.5 ha
	Historic Environment Harmonization Area	538.0 ha
	Total	3,118.4 ha

A: Tōdai-ji Area	68.9 ha
B: Kōfuku-ji Area	12.4 ha
C: Kasuga-Taisha Area	33.1 ha
D: Kasugayama Primeval Forest Area	268.6 ha
E: Gangō-ji Area	0.6 ha
Buffer Zone	1,311.6 ha
F: Yakushi-ji Area	5.1 ha
G: Tōshōdai-ji Area	9.1 ha
Buffer Zone	186.3 ha
H: Nara Palace Site Area	128.9 ha
Buffer Zone	454.6 ha

紀伊山地の霊場と参詣道（2004年記載）

○顕著な普遍的な価値の言明

【摘要】

日本列島の本州最南端、太平洋に張り出す紀伊半島に深い森林を育む紀伊山地には、「吉野・大峰」、「熊野三山」、「高野山」と呼ばれる三つの霊場があり、それらは、日本の古都、奈良及び京都と参詣道で結ばれている。これらの霊場とともに、それらを結ぶ参詣道及び周辺の森林は、日本古来の自然崇拜に根差した神道と中国大陸や朝鮮半島から伝来した仏教の融合を反映した文化的景観を形成している。霊場は347.7kmの参詣道によって結ばれており、総面積は506.4haに及ぶ。周囲の森林景観とともに、霊場と参詣道は、1,200年にわたり辛抱強く維持され、また非常に良く記録が残されている聖なる山の伝統を映している。

【評価基準】

評価基準(ii)

紀伊山地の文化的景観を呈する記念工作物群及び遺跡は、神道と仏教の融合による独特の所産であり、東アジアにおける宗教文化の交流と発展を良く表している。

評価基準(iii)

紀伊山地の社寺の境内と関連する儀礼は、1,000年以上にもわたる日本の宗教文化の発展を示す希有な証拠である。

評価基準(iv)

紀伊山地は、日本各地の社寺建築に深い影響を与えた独特な寺院建築様式、神社建築様式が生まれる場となった。

評価基準(vi)

紀伊山地の遺跡群及び森林景観は、ともに、1,200年以上にもわたり辛抱強く維持され、また非常に良く記録が残されている聖なる山の伝統を映している。

【完全性】

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊山地の深い森林に包まれた社寺境内とその記念工作物群を含む3つの霊場及びこれらを繋ぐ参詣道から成る。これらの構成資産は、日本古来の神道、中国大陸・朝鮮半島から移入された仏教、両者が融合した修験道の信仰を表す上で不可欠である。周囲の景観とともに、これらの霊場は高い完全性の条件を維持している。広大な文化的景観の一部である参詣道は、経年変化により部分的にその完全性が損なわれているものの、現在も依然として高い完全性を保持している。個々の資産の周辺には適切な範囲の緩衝地帯が設定されており、資産の全体性と無傷性も十分に確保されている。

【真実性】

当地には木造建築物の修復・復元に関する長い伝統が息づいており、それに基づく各々の木造記念工作物の形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点からの真実性は厳密に保持されている。また、3つの霊場では主に神道・仏教・修験道に関わる様々な儀礼が現在も継続的に行われており、信仰儀礼の舞台として機能していることから、機能、精神性に関する真実性も高い水準を維持している。このように、有形の側面のみならず信仰活動といった無形の側面をも表象する霊場・参詣道及び周囲の森林景観は、高い水

準の真実性を保持している。

霊場と参詣道は11世紀または12世紀から参拝者を引きつけるようになり、その役割について高い真実性を保持してきた。について高い真実性を保持してきた。

【保護・管理に係る要件に係る要件】

この広大な資産の管理は複数の管轄にまたがっており、幾重かの規制によって保護され、関連する対策の一体的な適用が可能になっている。各遺産の有形文化資産の包括的な保存・管理の原則と方法については、2003年の包括的保存管理計画に記載されている。

資産を構成する記念工作物としての一群の建造物については、いずれも文化財保護法の下に国宝・重要文化財に指定され、確実に保護されている。また、社寺境内・参詣道及びその周辺の森林景観については、同法の下に史跡・名勝・天然記念物に指定されており、厳密な保存が図られている。各々の現状を変更する行為を行う場合には、事前に国の許可を要するなどの強い規制がかけられている。

また、資産の一部は自然公園法の下に国立公園や県立自然公園にも指定されており、工作物の新築、木竹の伐採等の開発の行為を行う場合には事前に国又は県の許可を要するなど、その自然環境が確実に保護されている。

各寺社の木造・石造の記念工作物群及びその境内については、所有者である各寺社が保存・管理に当たっており、保存状況は良好である。それらが所在する地方公共団体の教育委員会は、資産の保存管理計画を策定し、吉野山については個人及び地方公共団体が、参詣道については個人・国・地方公共団体が、保存管理計画に基づいて相互連携の下に保存・管理に当たっている。これらの計画に基づき実施する資産の修理・修復の事業に対して、国は財政的支援及び技術的指導を行う。

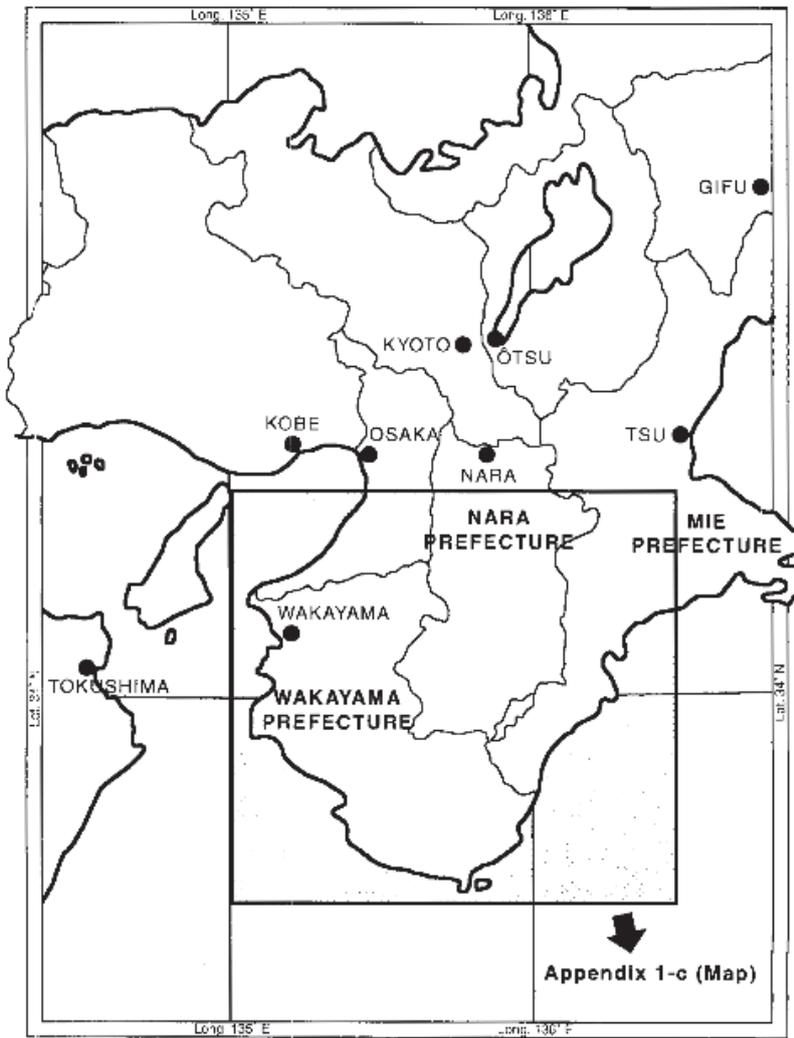
また、各構成資産の周辺には自然公園法・森林法をはじめ、地方公共団体が定める条例等によって、明確かつ適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。

3県の学術委員会の代表者から成る調整学術委員会は、関係市町村と適切な連携を図り情報を共有する機能を果たしている。同委員会は包括的保存管理計画を承認し、同計画は3県の補完計画の協調により支えられている。保存管理が十分に実行されているかを確認

するために、遺産の保存・管理状況が定期的に報告されている。

APPENDIX 1-b

MAP INDICATING THE LOCATION
OF THE NOMINATED PROPERTY : 
The Location in the Kinki Area



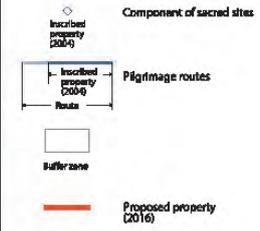
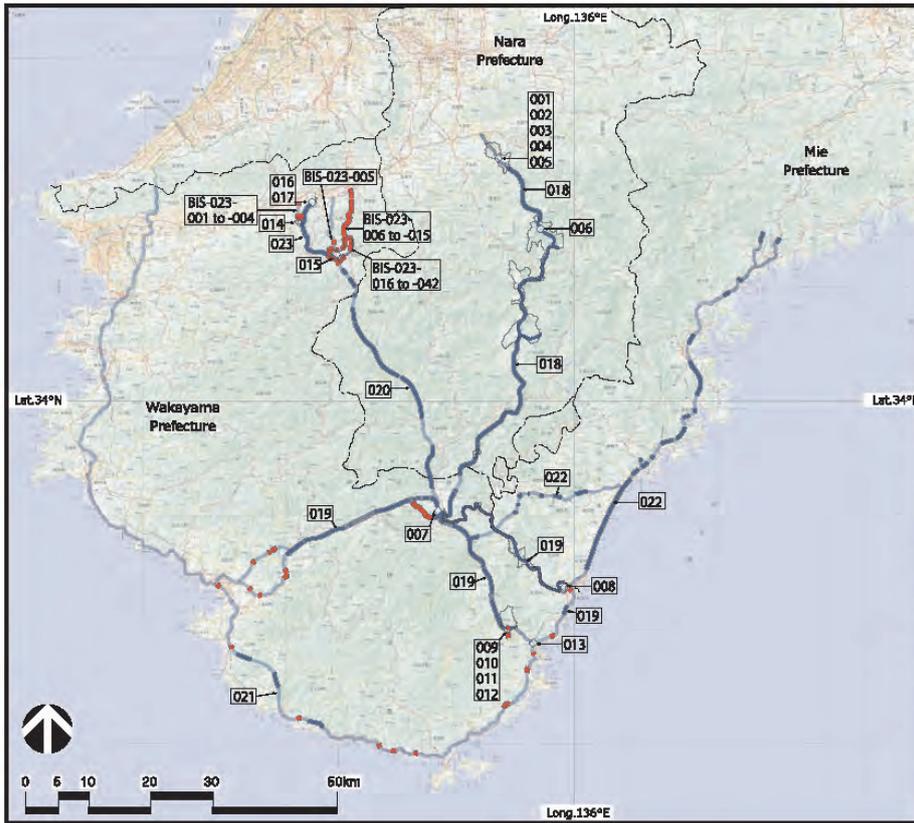
SCALE 1:1,500,000



JAPAN/
KII SACRED MOUNTAINS

Appendix 1-2

Map indicating the Location of the Property in the Kii Peninsula



<<Component parts>>

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 01 Yoshino and Omine | 03 Koyasan |
| 001 Yoshinoyama | 014 Mitsuhashime-jinja |
| 002 Yoshino Mikumaru-jinja | 015 Kongojima-j |
| 003 Kimpuzi-jinja | 016 Ison-in |
| 004 Kimpuzen-j | 017 Nukanshōfu-jinja |
| 005 Yoshimizu-jinja | |
| 006 Omihara-j | 04 Pilgrimage routes |
| 02 Kumano Sanzan | 018 Omine Otasagamiichi |
| 007 Kumano Hongu Taisha | Kumano Sankeimichi |
| 008 Kumano Hayasane Taisha | 019 Wakauchi |
| 009 Kumano Nachi Taisha | 020 Kotochi |
| 010 Saigango-j | 021 Onchi |
| 011 Nachi no Onchi | 022 Iagi |
| 012 Nachi Primeval Forest | 023 Miya Sankeimichi |
| 013 Fudarakusan-j | 023 Chōshimichi |
| | BIS-023-001 to -004 |
| | Atarazaki |
| | BIS-023-005 Kyo-dokumichi |
| | BIS-023-006 to -015 |
| | Kurokumichi |
| | BIS-023-016 to -042 |
| | Nyōtamichi |

Japan/Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range

姫路城（1993年記載）

○顕著な普遍的な価値の言明

【摘要】

「姫路城」は、17世紀初期における日本の城郭建築の最も良好に遺存する事例である。兵庫県姫路市に位置し、古来、この地域は西日本の交通の要衝とされてきた。

播磨平野の中央部、小高い丘の上に建つ城郭資産の面積は107ha。日本の封建時代初期（17世紀初頭）以来の高度に発達した防御システム及び独創的な防御装置の一部である、大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物から成る。186年、幕府が倒れ、新政府が発足するまで、城は約3世紀にわたり藩の中心として機能した。それらの主な集合体は市内のほぼどこからでも見ることができ、「白鷺城」と称される白色の漆喰塗り土壁で統一された優美な外観、及び多数の建築と重なり合う屋根による繊細な構成の両者において、機能と美しさを融合させた木造建造物群の傑作である。

【評価基準】

評価基準(i)

「姫路城」は、木造建造物群の傑作である。それは、白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成の両面において、合理的機能を卓越した美に結合させている。

評価基準(iv)

「姫路城」は、日本の木造城郭建築の最高点を表し、その重要な特徴を損傷なく保存している。

【完全性】

資産は、内郭と外郭で構成される城郭のほぼ全域と一致する107ha一区域内の範囲であり、南東部を除けば、外郭の城壁に沿う濠によって区画される。歴史的変遷の過程で既に失われてしまった建物もあるが、資産の範囲には、天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む82棟の構成要素が17世紀初期の配置と状態を申し分なく保っている。

歴代城主は、17世紀、18世紀、19世紀のそれぞれの時期に順次修理を行い、城を維持してきた。時代の変遷の中で一部失われた建造物もある。政府が接收し、西の丸の一部や武家屋敷が軍事施設に取って代わった。その後この施設は1945年に撤去され、公共建築に建て替わった。1882年には城主の居館が火災で焼失したが、損失は軽微と考えられ、全体の完全性は維持されている。

以上のように、「姫路城」は17世紀の日本の城郭に見られる内部及び外観の特徴を十分に保っており、全体性及び無傷性の双方の観点から完全性の条件を満たしている。

【真実性】

1934年から行われている一連の保存修理は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の真実性に関して確立された概念に従って、木造建造物修理のために日本で発展してきた技術を用いて行われてきた。新たな材料の使用は厳格に管理され、重要な提案は全て審議会で審議され承認を得ることとされている。19世紀または20世紀に増築された建造物は撤去されている。

唯一の現代的材料の適用は、鉄筋コンクリート造基礎の挿入である。これは、地震活動が活発な地域においては、脆弱な地盤により主要構造の変形が進むと、急激な崩壊につながるという理由から、その正当性が裏付けられて行われたものである。不相応な扉や窓といった初期の修復事業で設置された造作については、建立当初の構造や材料について資料的に明らかなものについて適切な姿に復原した。

【保護・管理に係る要件】

1868年に日本の近代が幕開けた後は、政府が地方公共団体と協力して遺産の保護に当たってきた。

資産を構成する83棟の建造物及び107haの土地は、すべて、文化財保護法の下で国宝・重要文化財又は特別史跡に指定され、保護されている。この法律に基づき、遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可を必要としている。

143haの緩衝地帯における開発圧力は、姫路市都市景観条例（1987年）によって規制されている。姫路市では、景観法（2004年）に基づき、この条例を向上させるための改正を2008年に行った。また、景観法の法制化に伴い、2007年には1988年都市景観形成基本計画の改正及び姫路市景観ガイドラインの策定が行われた。これにより、「姫路城」を眺望できる道路沿いの全ての事業、及び、「姫路城」周辺における一定規模以上の事業については姫路市に届け出ることとされ、姫路市は提案される建築計画が資産の歴史的環境の特徴と調和していることの確認を行うこととされた。

資産を構成するすべての建造物及びその土地の大部分は、国の所有である。それ以外の土地は、兵庫県・姫路市・民間企業の所有である。姫路市は、文化財保護法に基づき、同法の下に保護されている建造物及び土地の管理団体に指定されており、姫路城管理事務所を設置するとともに、姫路城管理条例（1964年）、特別史跡姫路城保存管理計画（1986年作成、2008年最終改正）に定めた事項及び国の指導に従って、維持の措置、清掃、定期点検、交通規制、防災、敷地内の整備、案内業務等、管理の責務を果たしている。

資産を危険にさらす最大の要因が火事及び地震であることから、建造物には自動火災報知器・防犯カメラ・消火・避雷の設備が行われ、それらの全体が姫路城防災センターにおいて監視されている。地震に関しては、大天守に求められる構造補強の方法を研究・分析・開発及び実施するために、姫路市が2006年に専門委員会を設置した。

○地図

